

平成 29 年

南三陸町議会議録

第7回臨時会 11月13日 開会  
11月14日 閉会

南三陸町議会

平成 29 年 11 月 14 日 (火曜日)

第 7 回南三陸町議会臨時会会議録

(第 2 日目)

平成29年11月14日（火曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三 浦	清 隆 君
総務課長	高 橋	一 清 君
企画課長	阿 部	俊 光 君
震災復興企画調整監	橋 本	貴 宏 君
管財課長	佐 藤	正 文 君
町民税務課長	阿 部	明 広 君
保健福祉課長	三 浦	浩 君
環境対策課長	佐 藤	和 則 君
農林水産課長	及 川	明 君
商工観光課長	佐 藤	宏 明 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	田 中	剛 君
危機管理課長	村 田	保 幸 君
復興推進課長	男 澤	知 樹 君
総合支所長	阿 部	修 治 君
南三陸病院事務長	佐々木	三 郎 君
上下水道事業所長	糟 谷	克 吉 君
総務課長補佐	大 森	隆 市 君

#### 教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	菅 原	義 明 君
生涯学習課長	三 浦	勝 美 君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳 賀	長 恒 君
事務局長	佐 藤	孝 志 君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	高 橋	一 清 君
-----	-----	-------

#### 農業委員会部局

事務局長	及 川	明 君
------	-----	-----

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝志

総務係長  
兼議事調査係長

小野寛和

---

議事日程 第2号

平成29年11月14日（火曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 行政報告
  - 第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて
  - 第 5 議案第103号 教育委員会委員の任命について
  - 第 6 議案第104号 教育委員会委員の任命について
  - 第 7 議案第105号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 第 8 議案第106号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 第 9 議案第107号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 第10 議案第108号 監査委員の選任について
  - 第11 発議第 6号 議会広報特別委員会設置にかかる決議について
  - 第12 発議第 7号 東日本大震災対策特別委員会設置にかかる決議について
  - 第13 発議第 8号 町営住宅使用料等調査特別委員会設置にかかる決議について
  - 第14 閉会中の継続調査申出について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。本日もよろしくお願ひをいたします。

皆様方に始まります前にご報告をいたしますけれども、本日、副町長が防災訓練のためにおくれております。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出がありこれを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番佐藤雄一君、4番千葉伸孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

### 日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

10月31日、仙台市におきまして宮城県による平成29年文化の日表彰式が行われ、私が地方自治功労表彰を受賞いたしました。

また、11月3日の南三陸町功労者表彰式において、山内孝樹議員、星 喜美男議員、菅原辰雄議員の3名が、自治功労表彰を受賞されましたのでご報告をいたします。

山内孝樹君、星 喜美男君、菅原辰雄君、まことにおめでとうございました。

町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案3件が提出され、これを受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成29年第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第6回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

先月22日に執行されました南三陸町長選挙におきまして、町民皆様からの温かいご支援を賜り、引き続きこれから4年間町政を担わせていただくことになりました。

今後も、町民皆様からのご意見、ご要望を十分に取り入れ、未来の南三陸町を見据えながら復興事業の総仕上げに全力を挙げて取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆様にはよろしくご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、4期目の町政運営の所信につきまして、来月に招集を予定しております町議会定例会において改めて述べさせていただきたいと思います。

次に、天皇陛下からの御下賜金による記念植樹についてご報告を申し上げます。

本年9月29日に、役場新庁舎マチドマの野外広場中心部に、天皇陛下からの御下賜金による記念植樹をとり行いました。

御下賜金とは、天皇誕生日に際し、社会福祉事業のご奨励のため、事業運営が優良な民間社会福祉施設や団体に対して天皇陛下より金員が御下賜されるものでございます。

このほど天皇陛下から御下賜金を拝受いたしました国土緑化推進機構が、東北・北海道地区緑化推進協議会及び宮城県緑化推進協議会とともに森林資源の利活用及び木材の有効活用を行い、FSC全体プロジェクト認証を取得しました南三陸町役場新庁舎完成の記念といたしましてハナミズキの高木を植樹したものでございます。

町民皆様を初めご来庁いただく皆様に、このハナミズキが5年、10年と南三陸町の復興とともに時を刻み、大きく成長する姿をごらんいただきたいと考えております。

次に、台風21号への災害等対応についてご報告を申し上げます。

超大型で強い勢力の台風21号は、10月22日、静岡県御前崎市付近に上陸し、その後勢力を弱めながら同日夕方から翌23日の朝にかけて東北地方の沿岸部を北東へ進み、同日午後3時ごろ北海道沖において温帯低気圧となりました。

本町における雨量については、台風が接近する前の10月21日夕方の降り始めから、折立で110ミリ、スポーツ交流村で117ミリ、中の町で126ミリ、伊里前で108ミリを観測し、1時間当たりの最大雨量は折立が6.5ミリ、スポーツ交流村が10ミリ、中の町13.5ミリ、伊里前が10ミリを観測いたしました。

また、町内での最大瞬間風速については、スポーツ交流村において23日午前5時17分に39.5

メートルを観測しております。

町では、台風接近前の10月20日から気象情報等の情報収集を開始し、大雨、暴風の危険性が高まった22日午後6時に危機管理課長を統率者とする風水害等災害警戒体制をとりました。その後、午後7時32分に大雨警報が発表されたことを受け、副町長を本部長とする南三陸町風水害等災害警戒本部を設置し、台風情報の収集や広報の実施等に当たっていたところ、翌23日午前4時42分に土砂災害警戒情報が発表されたことから、同時刻に副町長を本部長代理とする南三陸町風水害等災害対策本部を設置し、町内全域を対象に避難準備、高齢者等の避難開始を発令するとともに、避難所開設や避難広報等を行ったところであります。

この台風による本町においての被害状況につきましては、歌津北の沢地区で民家の屋根が剥がされる被害が1件あったほか、町内各地で倒木27件、冠水2件、船舶被害2件、道路損傷3件を確認しており、現在水産被害を初めとして引き続きの調査を行っているところでございます。また、この台風により、歌津地区で786戸、戸倉・志津川地区の広範囲で1,176戸の大規模停電が発生しましたが、午前11時に全て復旧をしております。

次に、今月5日に実施いたしました平成29年度南三陸町総合防災訓練についてご報告を申し上げます。

総合防災訓練は、地震・津波の発生といった事象に土砂災害の発生を想定に加え、自主防災組織を初めとした住民皆様には自助・共助による地域防災力の強化を図る機会として、また、町を初めとした防災関係機関においては組織体制の機能確認、連携の強化といった公助の実施体制確立を図る機会として、例年津波防災の日の直後の日曜日に実施しているところでございます。

今年度の防災訓練では、各種媒体による避難広報の実施や、ご家庭、地域内における備蓄品の点検、安全な場所への避難といった全事象を通じた活動に加え、歌津中学校全校生徒が模擬観光客・模擬傷病者となってのハマーレ歌津商店街による観光客等避難誘導訓練や、陸上自衛隊・南三陸病院の連携による災害医療活動訓練など、24の課目が実施されたところであります。また、陸上自衛隊による空中消火訓練や、気仙沼地区生コンクリート協同組合による消火用水運搬訓練、南三陸消防団全団出動による指揮命令訓練、ホース延長訓練、飛火警戒訓練など、大規模火災を想定しての新たな課目も実施されたところであります。防災訓練には、町の機関のほか、消防署、陸上自衛隊、気仙沼海上保安署等といった24の防災関係機関、そして各行政区・自主防災組織の皆様、おおむね5,000人の方々に参加をいただいたものと推計をいたしております。

今後におきましても、防災・減災に関し平時からの普及啓発や、防災関係機関とのさらなる連携を進め、安心して暮らせる安全なまちづくりを引き続き展開したいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時10分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。今野議員。

○9番（今野雄紀君） 入札のほうの行政報告について、何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、結構水道関係の工事の入札結果が出ていまして、その件に関してなんですけれども、議決要件ではないということなので、ある程度資料というか、どういった町の部分なのか、そういうことを、新人の議員さんも4分の1入った関係上大切ではないかと思うんですが、その資料等は追求できるのかどうか伺いたいと思います。

2点目なんですけれども、6ページの観光交流拠点舗装整備工事とありますけれども、これはどの辺の場所というか、商店街なんでしょうけれども、その件について若干伺いたいと思います。

あと、もう1点は、9ページの標識設置実施設計委託業務について、どういった場所なのか詳しく伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 2点目と3点目につきまして、まず私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、2点目、観光交流拠点舗装整備工事の場所がどこかというご質問でございますが、現在国道45号汐見橋から東側ですか、工事をしておりますが、新設される予定の国道45号、八幡川の汐見橋のたもとの部分と、既にオープンしておりますさんさん商店街との間の部分、現在民間事業者さんが店舗を建設中でございますが、その北側エリアという部分でございます。場所といたしましてはそのあたりの舗装工事、側溝の敷設等の工事でございます。

もう1点、志津川地区標識設置実施設計等委託業務、この設置する場所はどのあたりなのかというご質問と理解をしてご答弁申し上げます。本件につきましては、車両系の案内標識

を13基、歩行者系の案内標識を6基、そして関係機関、国道とか宮城県とかとの関係協議の資料の作成という業務でございます。設置位置として、当初計画している場所でございますが、国道45号の道路沿い及び国道398号並びに県道清水浜志津川港線の道路沿いに、車両系につきましては設置を予定しております。歩行者系の案内標識につきましては、同様に国県道沿いに加えまして、志津川の東団地そして中央団地にも歩行者系の看板を設置したいと考えております。ただ、本件につきましてはまずもっての設計でございます。設置につきましては、設置箇所について設置工事を実施する段階で再度の精査をした上で、しかるべき予算を計上したいと考えておる事業でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 第1点目で、まずもってそもそもこの行政報告の中での資料がどういった役割を持っているのかということ、改めてご説明をさせていただくということになります。

参考資料の1ページをお開きいただきて、1ページの右方のところをごらんいただきたいと思いますが、平成29年9月1日から11月2日までの期間、これは何かといいますと、前回の議会以降、9月の定例会でご報告をさせていただいた以降直近までの間で、250万円以上の事業の入札が行われた内容についてご報告をさせていただいている資料でございます。これは、議会ごとにその前会議からの間の工事あるいは入札物件の発注の状況を議員の皆様にご報告をさせていただいているという内容になります。真ん中あたりに入札事業者ということでございますが、これがいわゆる入札に参加した事業者、右から2列目のところに契約者とありますが、これが結果、その会社に、その左側にある金額の内容で契約をさせていただきましたというようにごらんいただければよろしいかと思います。内容には工事もございますし、あるいは委託事業などにかかる内容もございますので、どうぞご参照いただければと思います。よろしくお願ひいたします。（不規則発言あり）

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 議員ご質問の1点目でございます。

議員おっしゃいましたとおり、水道の工事につきましては議決案件ではございませんので、予算の段階で、250万円以上の工事ということで箇所図はつけてございます。ただ、現在本数も多く発注してございます。現段階で言えば20件を超える工事、10億円を超えるぐらいまで発注を進めている段階でございますので、詳細の資料につきましては執行部と協議してから今後出せる範囲で出していきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野議員。

○9番（今野雄紀君） 水道関係の図面というか、詳しいやつではなくて、例えば全町的なやつで、この部分は古いやつを撤去したとか、ここはこう新しいやつを今回のあれで入札が終わって工事になると、そういう一覧できるようなやつがあれば。例えば前回の議会でもあったように、水道関係で、松原のかわりに公園がおくれるとか、そういったことも、より皆さん共通認識として把握できるんじゃないかと思いますので、何もこうこまいところでこの部分がどうだこうだというそういった質疑じゃなくて、全体を、復興途上というか、そういった今時期ですので、なるべくいつごろ完成、3分の1ぐらいできたなとか、4分の1だとか、そういうふうにわかるような図面も、毎回ではなくて要所要所で、今回も20件とか今答弁がありましたけれどもそれぐらい工事をしているのでしたら、なおさら区切りのいいところで、今はこのような形でやっているとそういう資料を、次の議会等、いつでもいいんですけれども出していただくと、議決案件でなくてもある程度私たち議員も情報を共有できるのではないかと思いますのでお願いしたいと思います。

次、観光交流拠点の舗装についてなんですけれども、ちょっと先ほどの45号から民間のあれがって、商店街ということなので、実際の場所がちょっとわかりかねて、聞きに行きたかったんですけども、部署間違えて行ったものですから、聞く時間がなくて。そこで1点、舗装という、民間というあれが出ましたので伺いたいんですけども、45号線と商店街の間、民間の店舗が完成しつつありますけれども、そこの店舗の駐車場と商店街の駐車場、それはどのような区別というか、例えば柵とかあるのか、そのままストレートなのか、そのところをもう一度伺いたいと思います。

あと、標識に関しては、入札結果を見て私あれだったんですけども、たしか入札結果、最低が78万円で最高が3,338万円とそういう結果が出ていましたので、そこでこの下のほうの最低のほうに近い感じで落札したわけなんですけれども、その標識に対するデザインというか、そういったことは吟味なされたのかどうか。より一般的な物なのか、もしくは観光ということで町はうたっていますので、それなりの特色ある標識を検討していたのか。そのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目、駐車場の部分でございます。民間事業者さんが現在建物を建築中でございます。当然、商業施設と聞いておりますので民間事業者さんにおいて必要な駐車場は民間事業者さんにおいて当該敷地の中に設置をされるというのがまず私の

認識でございます。加えまして、今回その周辺について舗装工事を実施します。この舗装部分には一定程度駐車できるスペースがございます。このスペースなんですが、町としては公共駐車場、いわゆるどなたでも、どういう目的の方でもとめていいですよと。例えばさんさん商店街に買い物に来た人がとめてもいいです。近くのお店に行くためにとめて別にそれはかまいませんというのが理屈としてございます。例えば、それを制限するような柵とかを設置する予定はございません。これがまず1点目。

2点目でございます。最高最低価格に大分開きがあるという入札結果について、私も入札後承知をいたしました。本件、ちょっと細かい話になるんですけども、標識を設置するための設計というのは、ちょっと専門的に言うと歩掛がないんですね。要は、消費税含みで400万円の契約額なんですが、これの主な中身は何だと言えばこれは人件費なんですね。設計屋さんの技術料です。この技術料をどのくらい見るかという部分について差が出たとしか思えないのでございます。予定価格を設定する際に、当然町として参考見積を複数社から聴取をいたしまして、妥当な金額ということで設定をいたしまして、今回落札という経緯でございます。議員ご質問のデザインの関係を、もしかすると頑張ってやらなければとみたいな感じの積み上げだったのかどうかはちょっとそれまでは承知はしておりませんが、結果としてこのような開きと。板面のデザインにつきましては、まずもって当課で考えておりますのは通常の、要は道路看板とは別に白看板と言えばいいですかね、国道45号にベイサイドアリーナはこちらみたいなことで、公共施設を明示する標識がございます。あれでございます。なので、形につきましては、交通安全上も奇抜な、例えば魚の形の看板をデザインしてほしいとかいうオーダーは当然なくて、一般的な四角形、長方形の白看板で、板面のデザインにつきましては、町と協議をしながら成果品を納めていただきたいということで話をさせていただいております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 水道にかかわる資料の提出のご質問があったかと思いますが、資料は確かに多いほどいい、理解いただく上ではいいのかもしれません、やはり議会としての秩序という部分もあるかと思います。執行部側としては、今おっしゃるようなより詳細な資料というレベルでは、東日本大震災の特別委員会などにおいては、特に漁港など、たくさん発注していてその都度の進捗がどうかというようなご質問もいただいて資料提出もさせていただいております。同様に、こういった水道などの進捗についても、そういった委員会においての調査事項として出させていただくレベルの資料かなと存じますので、まずそういった

ふうにご理解いただいて、いわゆる決められた形での資料提出でまずはご理解を頂戴したいなと思います。

○議長（三浦清人君） 今野議員。

○9番（今野雄紀君） 資料に関してはわかったと言おうと思ったんですけども、今、課長の答弁で、確かに当局としては詳細な資料はあれでしようけれども、私先ほどから質問していたのは、一覧できるようなそういった全体的な、全体が一目で見れて今回はこの部分が工事だったとか、そしてその資料をもとにつぎの行政報告が出たときにそれをまた持ってきて、今回はここだなとそういったふうにしていけば、より工事の、復興の流れというかそれもわかるんじゃないかなと、そういう想いでしたので、一応。

あと、観光交流拠点については、駐車場は民間のところと柵はないということなんですかとも、それはそれで理解できるんですが、公共としての駐車場ということで。そうすると、商店街と敷地というか、ある程度一体になるので、あそこの場所。そうすると、その民間のお店はまちづくり協議会、まちづくり会社でしたっけ、そことのかかわりというか、いわゆる駐車場その他の絡みで、幾らかかかわりが出てくるのか、何らかの負担金みたいな感じ、具体には、そういったところはどうなっているのか伺いたいと思います。

あと、標識に関しては答弁ありましたけれども、私は、課長が言ったような魚、例えばタコとかの標識だと、5,000万円の落札でもよかったですんじやないかなと、個人的な、観光を結構この町ではうたっていますので、そういったまちづくりも考えられたんじやないかなと、そういう想いでしたので、そのところ、ノーマルなところでいくのかどうか、課長の答弁かもしくはもうすこし町を大きくつくっていく方の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問の資料でしたらば、まず、予算をとる段階でこの参考資料の中に図面とその箇所とそれから事業の金額などを入れて、あらかじめお示ししてございますので、その後契約をされた段階のこの資料と都合していけば、ご質問の内容が即座にわかるかと思いますので。今回であれば既にこの予算をとった段階での資料、それに当たるかと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まちづくり会社とのかかわりということでご質問でございますが、まちづくり会社との直接的なかかわりはございませんので、同じエリアに店舗を構えるということでございますが、今後、両者でそこは活用していくんだろうなと認識はしてお

ります。

それから、2点目のご質問の看板の関係でございますが、観光系の看板につきましては、復興が進みまして全体の誘導を図っていく、例えばポイントとかがですね明確になってきておりますので、道路の案内看板として今必要な部分については今回の報告の中でさせていただく事業で進んでいくと思われますが、そのほかに観光として町内外に情報として発信が必要なものについては、今後検討していくということになりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） ほかにございませんか。ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（三浦清人君） それでは再開いたします。

質疑を続けます。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 関連でお伺いいたします。

1点なんですかけれども、先ほど来看板の話が出ておりましたけれども、この役場庁舎に来るには、ほとんどの車は北側から沼田の交差点から入ってこっちに来るのが七、八割だと思うんです。こっちの南から来るお客様は少ないかと思うんですけれども、そこで、ここに信号がございます。この信号でとまった場合、ここに建物が見えるんですけども、この建物をわかっている人はもちろん役場ですということで入ってくるわけですけれども、ここに大きな看板あるいは役場の北側に、庁舎に、南三陸町役場という表示の看板、これがあると非常に来る方たちが「あ、これが役場か」とすぐ目につくと思うんです。今後そういうものを設置していただけるのかどうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 役場庁舎なので、私じゃないのかなと思いながらも今ご質問を聞いていたんですけども、先ほど今野議員のご質問で回答申し上げた中で、歩行者系の看板ということのお話をさせていただきました。幹線道路沿いには「役場庁舎はこちですよ」と、45号沿いに「病院はこちですよ」というのはつけようと計画をしております。この中の部分につきましては、議員おっしゃるのは北側の交差点部分あたりをイメージされているのかなと思うんですけども、ここに車両系の看板をつけたほうがいいのか、あとは敷地内に明示をする特色のある看板をつけたほうがいいのかについては、当然検討の余地があ

るだらうとは思います。今回、入札結果でご報告させていただいたのは、あくまで設計でございますので、設置につきましては必要に応じて、当課も入って検討させていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これから年度末に向けて、予算の残額が出るかと思われますので、早急に役場庁舎、町民が来て入りやすい、わかりやすいそういう体制をとっていただきたいと思いますので、くれぐれもよろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（三浦清人君） 日程第4、承認第4号専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第4号専決処分の承認を求めるについてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年9月28日付で専決処分を行った平成29年度南三陸町一般会計補正予算について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分を行った補正予算の内容は、第48回衆議院議員総選挙の執行に要する費用についてであります。細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 承認第4号専決処分の承認を求めるについて、細部説明をさせていただきます。

10月22日の選挙は、当初南三陸町長選挙並びに町議会議員選挙、さらに宮城県知事選挙が予定されており、当初予算においてそれぞれの予算まで計上してございましたが、ご案内のと

おりその後衆議院の解散に伴い、衆議院選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査が加わることになりました。この新たに国の選挙に係る予算が必要になりましたが、議会を開催するいとまがございませんでしたので、やむを得ず、地方自治法179条第1項の規定により専決処分とさせていただきました。専決処分をした場合は、その後直近の議会において報告することと定められておりましたので、本議会に報告をさせていただき、ご承認をお願いするものでございます。

予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきます。

第1条に記載してありますが、補正額として1,975万円を追加させていただき、歳入歳出それぞれ351億9,042万8,000円とするものでございます。

事項別明細書5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

既定予算の合計に、今回歳入の補正が14款県支出金に、歳出のほうは総務費のほうにそれぞれ補正を追加させていただくものでございます。

さらに詳細でございますが、7ページをごらんください。

14款県支出金の中の3項委託金1目総務委託金として、歳入を計上させていただきました。

歳出のほうは、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

いずれも衆議院選挙を執行するために必要となった人件費や、それぞれ必要物を調達するための物件費等に合わせて1,975万円を計上させていただく内容でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。2点ほどお伺いいたします。

歳出の、8ページですね。内容は選挙の諸経費ということなんですけれども、今回の選挙の費用というのは、町議がないだけに、当初は町議も入って4つですか、ありました。その中で心配されたのは投票箱ですけれども、ここに備品購入で380万円載っております。今回のこの選挙で投票箱は足りなかつたはずですけれども、その辺、買ったのか借りたのか、この予算で間に合つたのか。備品の内訳をお示しください。

それから、期日前投票が8時まで行われました。その時間帯、5時から8時までの3時間というものの中に、期日前投票を行つたその成果というのですね、何名ぐらいの方がその時間帯に多く集まつて、今後ともその時間帯を繰り延べするとか、繰り上げするとかという考え

があるのかどうか。その成果というもの、入場者の、その辺わかっている範囲でお答えください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、備品についてお答えさせていただきます。ご質問のとおり、従来の町あるいは県の選挙までの備品は別予算で、あるいは従来のもので計画をしてございましたが、この衆議院の部分で不足が生じましたので、投票箱で54台購入いたしました。それから、記載台で40台、そのほかに机、椅子などの不足備品について購入させていただき、さらに携帯電話や計数機などについてはレンタルという形をとらせていただいた内容でございます。

それから、期日前投票の状況についてですが、申しわけないんですが具体的な数字はちょっと今持ち合わせてございませんが、総じて申し上げれば、やはり今回マチドマで10月6日から21日、前日までずっと通して期日前投票所を設置し、さらに歌津総合支所は10月18日から21日まで、そのほか戸倉公民館、入谷公民館、それから南方仮設住宅団地などで1日ずつ期日前投票所を設置させていただき、やはり投票者の方々は非常に自分で好きな時間を選べる、あるいは身近なところで期日前投票所を設置してもらえるということから、非常に活用いただけましたので、期日前の投票の部分での事前の投票率というののかなり上がりました。そういうことから、総じて、今後も選挙開催の場合にはそういう利便を図る期日前投票所というものを有効に活用していくべきだろうというような、結果として認識してございます。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今回の選挙は、そういう期日前、町議選がなかったから、よけさら、期日前、町議選もあればなおまた伸びたかと思われるんですけれども、今回の選挙は町議選がなかったので、大分投票率が下がったっていうことは危惧しましたけれども、その反面そういう期日前投票に多くの皆さんのが来場いただいたことということは評価できるものだと思うんです。ただいま総務課長の答弁ですと、今後ともそういうことを取り入れて、引き続きやっていきたいというご答弁のようでしたけれども、ぜひそういう効果的なことをどんどん取り入れて、続けてやっていただきたいと思います。

備品についてはわかりました。新しいものを購入したということで。これ、4年後も多分こういう選挙になるだろうと思いますから、その点については備えておくということはいいことだと思います。

それから、もう1点お伺いします。この補正予算の給与費明細の中ですけれども、10ページ

ですけれども、補正後、補正前の中で、比較しますと、その他の特別職で150万円の追加がございます。この辺のご説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） どなたですか。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 失礼しました。添付資料のほうですよね。10ページの給与明細書の中の計の欄で、下段のほうの比較のところでしょうか。150万円という、その他特別職の内訳でございますが、これは8ページの1節報酬に150万円、投票管理者外報酬とございます。これは、内容的には投票あるいは開票の中で管理者あるいは立会人の方々への報酬として150万円追加をさせていただいた分が、この10ページの給与費明細書の中に反映されて増額されているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀議員。

○9番（今野雄紀君） 今野です。1点だけお伺いします。

8ページのポスター掲示場設置撤去委託料について伺いたいと思います。選挙告示になって、町議選挙はあれになったんですけども、そこで始まって当初大きい台風が近づいていました。そこで、町議選の分の看板、ポスターの掲示も速やかに撤去というか、それは選挙の管理委員長の適切な安全対策、それは災害対策のほうであれしたのかどうかわかりませんけれども、大変よかったですというか、そこでお伺いしたいのは、あの台風で看板がとり切れなかつたところに、飛ばされて何らかの事故に至らないまでもそういう事例があったのかどうか、まず1点伺いたいと思います。

あと、もう1点は、選挙が2つ3つ重なると、掲示板等、各選挙で予算をとるんでしょうけれども、設置撤去等は一括すると安上がりになるんじゃないかと、素人考えなんですけれども、そういったことは可能なのかどうか。今回は町議選、速やかに撤去したんですけども、3つ一緒にとると発注先もいろいろあるんでしょうけれども、そのところの兼ね合いをお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 看板、ご案内のとおり町議選が無投票ということが決まった後に、台風の情報が入りまして、非常に威力が大きいということから、直前になりました撤去いたしました。この場合には、仮にも他の選挙への影響が及ばないようにということで、業者の方で1日に全て町内から撤収できることを確認した後に、撤去をいたしました。設置あるいは撤去の予算は、それぞれの選挙費目ごとに実施する内容になっておりまして、このように国選挙であれば国からの予算であったり、知事選挙であれば県の予算であったりという

ような予算の性質が別々ですので、一括すれば効率がいいということはごもっともですが、やはりそこは適正にということから、それぞれの選挙ごとに設置や撤去という部分を業者のほうに、しかし効率よくまとめてですね、業者ができるような、経済的な効率も考えながら発注しているところです。

○議長（三浦清人君）よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようではありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第5 議案第103号 教育委員会委員の任命について

○議長（三浦清人君）日程第5、議案第103号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君）提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君）ただいま上程されました議案第103号教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員小畠政敏氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

小畠氏は、平成25年11月19日から3年と11ヶ月教育委員会委員として本町の教育行政にご尽力を賜ってまいりました。学校防災関係に高い識見を有しており、温厚明朗で高潔な人格は教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 千葉です。先ほどもいじめ問題ということで、教育委員長の役割、、教育委員の役割ってすごい大きいものだと思うんですけれども、小畠氏が今回また再任ということで町長のほうから人選されたわけなんですけれども、今後の教育委員の担い手ということで、今回の選任に当たっても小畠氏1人だけという中で小畠さんが選ばれたのか。その次に佐藤氏も選任されていますけれども、今回の選任に当たっては何人かいた中で町長が選任したということなんですか。その辺お願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何人かいた中でということではなくて、これ、多分ご承知だと思いますが、教育委員の任期は4年4年順繰り順繰りかわっていきます。そういった中で、今回お二人の方々が任期を迎えるということになりますので、お一方はもう1期やっていただいて、もう一方は前に長くやっていますので今回ご辞退をしたいというお話でございますので、今回は小畠政敏さんについては引き続きということでお願いするということでございます。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長の説明はわかるんですけども、とりあえず今、人口減少の中で、住民の、そして生徒の人口減少の中で、いろいろ教育というのは大切な部分があって、それに精通している方、まして今後の後継者としての教育委員、教育委員長、そして教育長も町にとって大切な部署だと思うんですよ。そういった人たちの後継者としての育成については、町長はどのように考えていますか。最後にこれだけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 教育委員会の委員さんにつきましては、今お話のように教育行政といいましてもさまざまな分野に絡んでございますので、ただ単に学校教育だけということではなくて、いろいろな子供たちの育成関係含めて、さまざまな取り組みをしてきた方々について人選をさせていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第104号 教育委員会委員の任命について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第104号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第104号教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員阿部美好氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、その後任の委員として佐藤眞理氏を任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

佐藤氏は、平成27年3月に、伊里前小学校教諭を最後に教員を退職されるまで38年間子供たちの学力向上にすばらしい指導力を発揮されました。温厚明朗で高潔な人格は教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時56分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

---

日程第7 議案第105号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第105号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第105号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の西條 勇氏が本年11月17日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われますので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第106号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第106号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第106号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の及川 透氏が本年11月17日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われますので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第107号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第107号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第107号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の千葉 力氏が本年11月17日をもって任期満了となることから、その後任の委員として阿部和夫氏を委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査

委員会委員として適任と思われますので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第108号 監査委員の選任について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第108号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、後藤清喜君の退席を求めます。

〔後藤清喜君退席〕

○議長（三浦清人君） それでは、職員に議案を朗読させます。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第108号監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、監査委員選任に当たり、議会の同意をいただきたく提案するものであり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会議員のうちから後藤清喜氏を監査委員として選任するものであります。南三陸町の監査委員として適任と思われますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔後藤清喜君着席〕

後藤清喜君に申し上げます。議案第108号監査委員の選任については、原案のとおり可決されましたので告知いたします。

---

日程第11 発議第6号 議会広報特別委員会設置にかかる決議について

○議長（三浦清人君） 日程第11、発議第6号議会広報特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ただいま、事務局をして朗読していただいたとおりですが、今までとは名称を若干変更いたしました。議会広報特別委員会といたします。議会広報及び広聴に関する調査を行うため、6名の特別委員会の設置を提案いたします。開かれた議会の実現のためには必要不可欠な特別委員会であり、かつ重要なものであると考えております。よろしくご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により須藤清孝君、倉橋誠司君、佐藤雄一君、千葉伸孝君、後藤伸太郎君、菅原辰雄君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

午後1時27分 休憩

---

午後1時32分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が選任され、委員長より議長に報告がありましたので、その結果を報告いたします。

委員長に後藤伸太郎君、副委員長に須藤清孝君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

---

日程第12 発議第7号 東日本大震災対策特別委員会設置にかかる決議について

○議長（三浦清人君） 日程第12、発議第7号東日本大震災対策特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ただいま、朗読したとおりでございますが、東日本大震災対策に関する、対策を検討、調査するため、議長を除く全員15名で構成される特別委員会の設置を提案するものでございます。震災からの復興がハードからソフトへと移行していく中、これまで以上に積極的な調査活動が議会に求められていくということは必至であると思いますので、よろしくご決定賜りますようお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 発議第8号 町営住宅使用料等調査特別委員会設置にかかる決議について

○議長（三浦清人君） 日程第13、発議第8号町営住宅使用料等調査特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 8番。ただいま局長をして説明したとおりでございます。

本事案は、町民に多くの心配と不安を与えた事案でございました。今後調査を重ねまして、町民が同じような過ちに遭わないように、しっかりととした答えを出していく必要があると思いますので設置するものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後1時37分 休憩

---

午後2時22分 開議

○議長（三浦清人君） 会議を再開いたします。

副町長が着席しております。

東日本大震災対策特別委員会の委員長及び副委員長が選任され、委員長より議長に報告があ

りましたのでその結果をご報告いたします。

委員長に山内昇一君、副委員長に後藤伸太郎君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

町営住宅使用料等調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任され、委員長より議長に報告がありましたのでその結果をご報告いたします。

委員長に高橋兼次君、副委員長に今野雄紀君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

---

#### 日程第14　閉会中の継続調査申出について

○議長（三浦清人君）　日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、町営住宅使用料等調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君）　ご異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これを持ちまして平成29年第7回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時24分　　閉会

